

JROAD公募研究データの取扱者へ 「研究成果」公表にあたっての留意点

公募研究・産学連携研究の公表予定の研究成果は
「公表前」にIT/Database部会へ報告が必要です。

データ利用に関する細則第18条2

公募研究：責任者は、論文投稿報告書または学会応募報告書(様式6-1)を提出

産学連携研究：共同研究者がJROAD産学連携研究における成果物の利用申請書(様式21)を提出

●研究成果物の対象

論文、抄録、新聞・医療系雑誌・パンフレット等への記事など

●成果物の投稿・応募の**事前**にIT/Database部会へご提出ください。

やむを得ない事情がある場合には、論文投稿後又は研究発表応募後から原則2週間までに報告

●事前確認を行わず公表したことが発覚した場合は、**細則違反として罰則が適応**され、日本循環器学会理事会まで報告をおこなう。

「研究成果」公表に対する細則

(成果物報告義務)

第18条 データ申請者がデータ利用を認められた場合、速やかに解析を行い、得られた結果を本細則に基づき本部会に速やかに報告する。

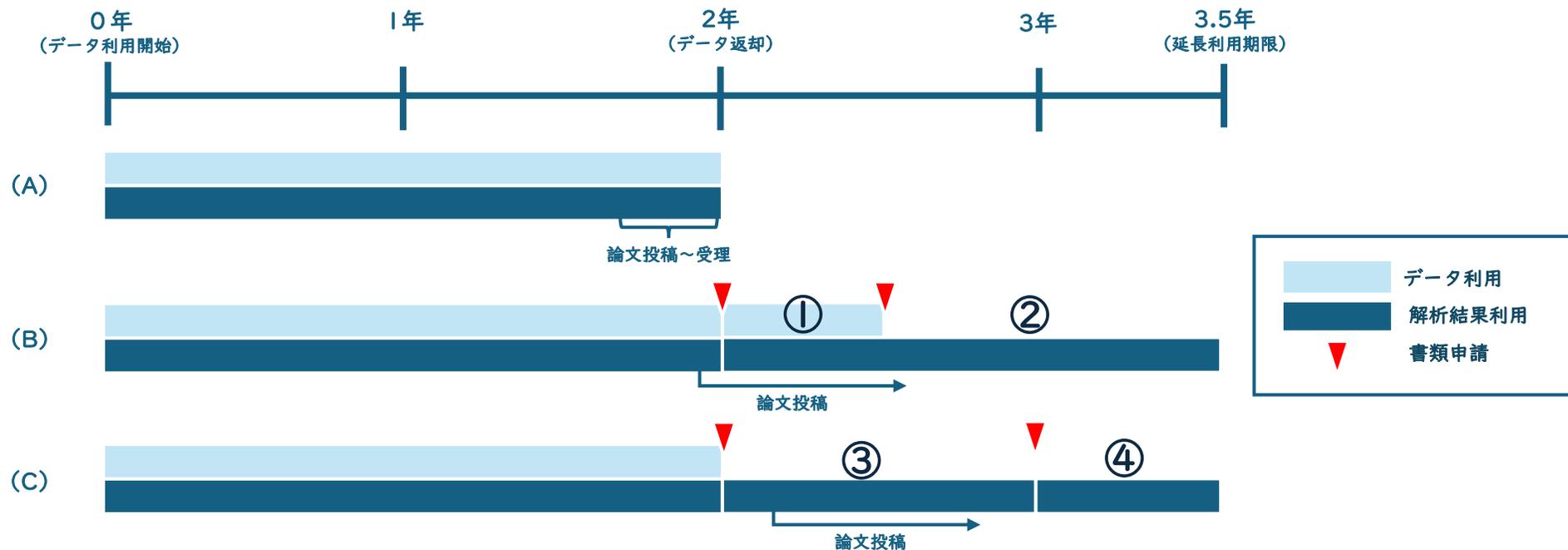
- 2 論文投稿前、または研究発表応募前には、事前に本部会に論文投稿報告書または学会応募報告書(様式6-1)を提出しなければならない。なお、やむを得ない事情がある場合には、論文投稿後又は研究発表応募後から原則2週間までの間に、論文投稿報告書または学会応募報告書(様式6-1)を提出することにより、事前提出があったものとみなす。
- 3 論文掲載後、または研究発表終了後には、原則2週間以内本部会に論文受理報告書または学会採択報告書(様式6-2)を提出しなければならない。なお、公募研究を終了する場合は、原則2週間以内に本部会に公募研究終了報告書(様式6-3)を提出しなければならない。
- 4 産学連携研究において得られた成果物を共同研究者である企業が活用する際には、すみやかに本部会にJROAD産学連携研究における成果物の利用申請書(様式21)を提出したうえで、利用の許可を得なければならない。

「研究成果」公表に対する罰則

違反行為	措置内容	罰則の対象者
事前に承諾された目的以外への利用を行った場合（事前に承諾された公表形式以外での成果物の公表を行った場合を含む。）	<ul style="list-style-type: none">・当該事実の認定をした日から、原則として24か月以内又は無期限の利用停止・提供禁止・JROAD 公募研究 データ利用期間（論文投稿又は研究発表）ガイドラインに基づく、データ利用期間の延長申請の禁止・当該事実の認定をした日から、原則として24か月以内又は無期限の利用停止・提供禁止・JROAD 公募研究 データ利用期間（論文投稿又は研究発表）ガイドラインに基づく、データ利用期間の延長申請の禁止 <p>※当該不適切利用により、利用者、取扱者又はこれらと関係する者が不当な利益を得た場合には、利用者はその利益相当額を日本循環器学会に支払うことを約する。</p>	当該研究のデータ利用申請者である研究代表者及び違反行為に関与していた共同研究者
公表物確認で承認を得ずにデータをデータ利用者以外に閲覧させた場合	<ul style="list-style-type: none">・当該事実の認定をした日から、原則として24か月以内の利用停止・提供禁止・JROAD 公募研究 データ利用期間（論文投稿又は研究発表）ガイドラインに基づく、データ利用期間の延長申請の禁止・当該事実の認定をした日の属する年度の翌年度から起算した2年度以内の公募研究への応募禁止（応募禁止の措置を行う場合、事実認定をした日の属する年度も公募研究への応募禁止期間の範囲に含む）	当該研究のデータ利用申請者である研究代表者及び違反行為に関与していた共同研究者

「データ利用期間延長・解析結果利用延長」について

※データ利用期間（論文投稿又は研究発表）ガイドライン参照



(A) ➡採択通知書でのデータ利用期間内（2年間）に論文投稿又は研究発表申請を行い、採択及び発表を行う。投稿・発表申請前に指定様式報告を行い、速やかにデータ返却を行う。

(B) ➡「データ利用期間内に、論文投稿および研究発表申請済・採択未通知」場合、データ利用期間内に、本部会が指定する様式を提出し、申請受理後、6か月間に限りデータ利用延長を認める。当該期間満了時には、速やかにJROAD事務局へ本データ返却を行うこと（図B①）。なお、期間満了後、解析結果利用による論文作成等を希望する場合、データ利用延長期間内に本部会が指定する様式を提出し、申請受理後、1年間に限り、解析結果利用を認める（図B②）。

(C) ➡データ利用期間内に論文投稿および研究発表が出来なかった場合、速やかにJROAD事務局へ本データ返却を行うこと。引き続き、解析結果利用による論文作成等を希望する場合、データ利用期間内に本部会が指定する様式を提出し、申請受理後、1年間、解析結果利用延長を認める（図C③）。また、左記期間内にて論文投稿済且つ非採択、あるいは研究発表が行われなかった場合、解析結果利用延長期間内に本部会が指定する様式を提出し、申請受理後、6か月間に限り、解析結果利用再延長を認める（図C④）。

「データ利用期間延長・解析結果利用延長」について

採択年	データ利用期間	データ利用期間 最長期限※1	解析結果利用期間 最長期限※2
2018年度	～2021年3月31日	2021年9月30日	2022年9月30日
2019年度	～2022年3月31日	2022年9月30日	2023年9月30日
2020年度	～2023年3月31日	2023年9月30日	2024年9月30日
2021年度	～2024年3月31日	2024年9月30日	2025年9月30日
2022年度	～2025年3月31日	2025年9月30日	2026年9月30日
2023年度	～2026年3月31日	2026年9月30日	2027年9月30日
2024年度	～2027年3月31日	2027年9月30日	2028年9月30日

※1：データ利用期間に論文投稿し、且つ部会が定める期間内に指定様式を提出した場合に限る

※2：部会が定める期間内に指定様式を提出した場合に限る